

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書
第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、
当工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わ
らないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合

商号又は名称	%
商号又は名称	%
商号又は名称	%

外 社は、上記のとおり、出資の割合を定めたのでその証拠と
してこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するもの
とする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印